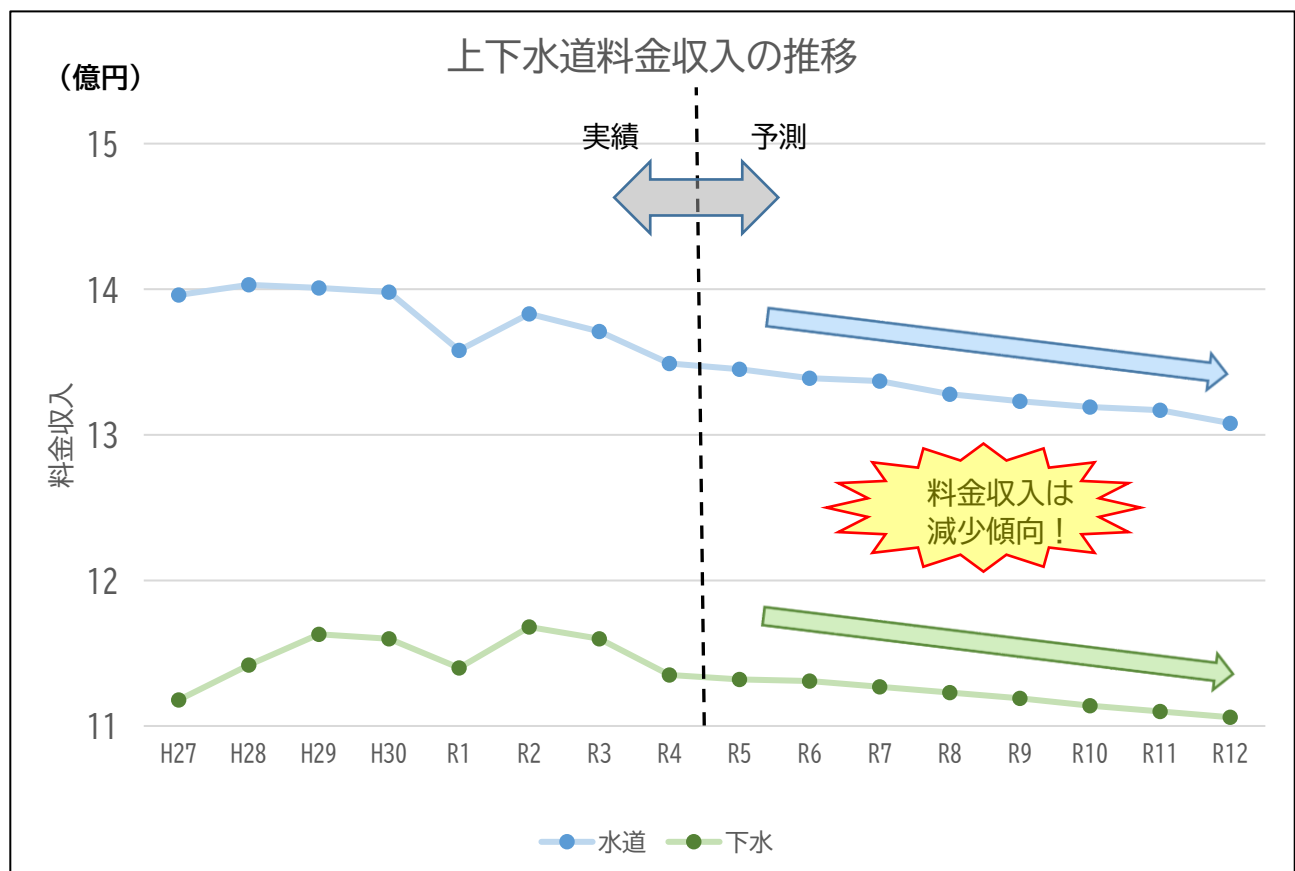


坂井市水道料金等の改定に関する パブリックコメント資料

料金改定の理由について

① 水道料金および下水道使用料収入の減少が予想されます

水道事業では人口減少や節水機器の普及などによって水需要が減少しています。下水道事業では整備はほぼ完了し普及も進んだため新規接続者数を人口減少が上回り下水道使用量も減少傾向に転じました。これらの要因により水道料金および下水道使用料収入は今後も減少していくことが予想されます。



②施設の老朽化対策に費用が必要です

現状

- ・水道施設の配水場や管路では、施設の耐用年数を経過した施設が増加しています。
- ・下水道事業は昭和57年度に三国町で供用開始し、丸岡町、春江町、坂井町も供用を順次開始し、古い施設では事業開始から40年以上経過し、老朽化が進んでいます。
- ・上下水道共に耐震基準を満たしていない施設もあります。

【施設の老朽化の様子】

水道施設

浄水場の側壁のヒビ



水道管の内部の状況



老朽化の進む水管橋



下水道施設

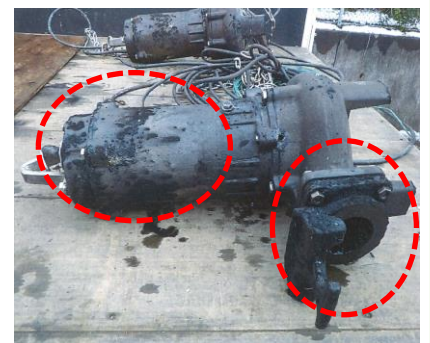
下水道管の老朽化による浸水



劣化したマンホール蓋



対応年数を経過したマンホールポンプ





課題

- ・「安心・安全・安定」した水道水の供給や下水道の適正な維持管理といった、坂井市の上下水道を将来の世代に引継ぐ必要があります。
- ・このため、老朽化した施設の更新工事や災害時における上下水道サービスの継続に向けた施設の耐震化を速やかに実施していく必要があります。

他市で発生した上下水道施設の老朽化による事故の様子

水道施設

東日本大震災で破損した配水場



老朽化により倒壊した水管橋



下水道施設

下水道の老朽化による道路陥没事故



液状化現象によるマンホールの隆起



対応

- ・坂井市では大規模な事故はまだ発生しておりませんが、事故防止や大規模地震の対策を予定しています。
- ・対策工事費用として水道事業では10年間で約104億円、下水道事業では約43億円の費用が必要となります。

主な上下水道施設の更新・耐震化の工事の内容

- ・耐震化が必要な配水場 5施設（全配水場9施設）
- ・耐震化が必要な水道管の延長 670 km（総延長872 km）
- ・耐震化が必要な下水道管の延長 390 km（総延長730 km）
- ・配水場等の老朽化した機器の更新
- ・下水道の中継ポンプ場 8施設
- ・マンホールポンプ場 178施設

- ・これ以降も耐用年数を迎えた施設の更新事業を継続して実施することが重要となります。



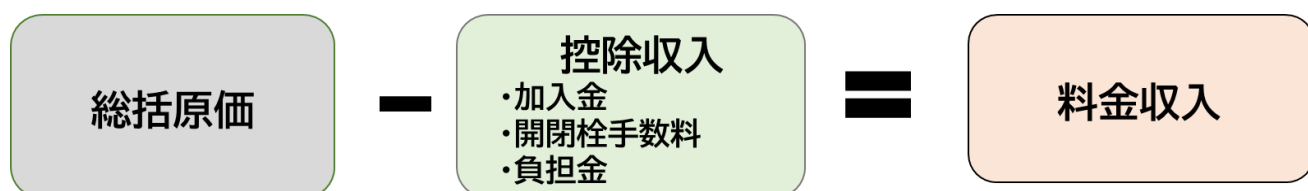
これらの工事を実施するには多額の資金が必要となります。しかしながら現在の料金収入では上下水道会計とも資金が不足してしまいます。今後の安定した事業継続のために料金改定が必要となりました。

料金改定率の算定方法について

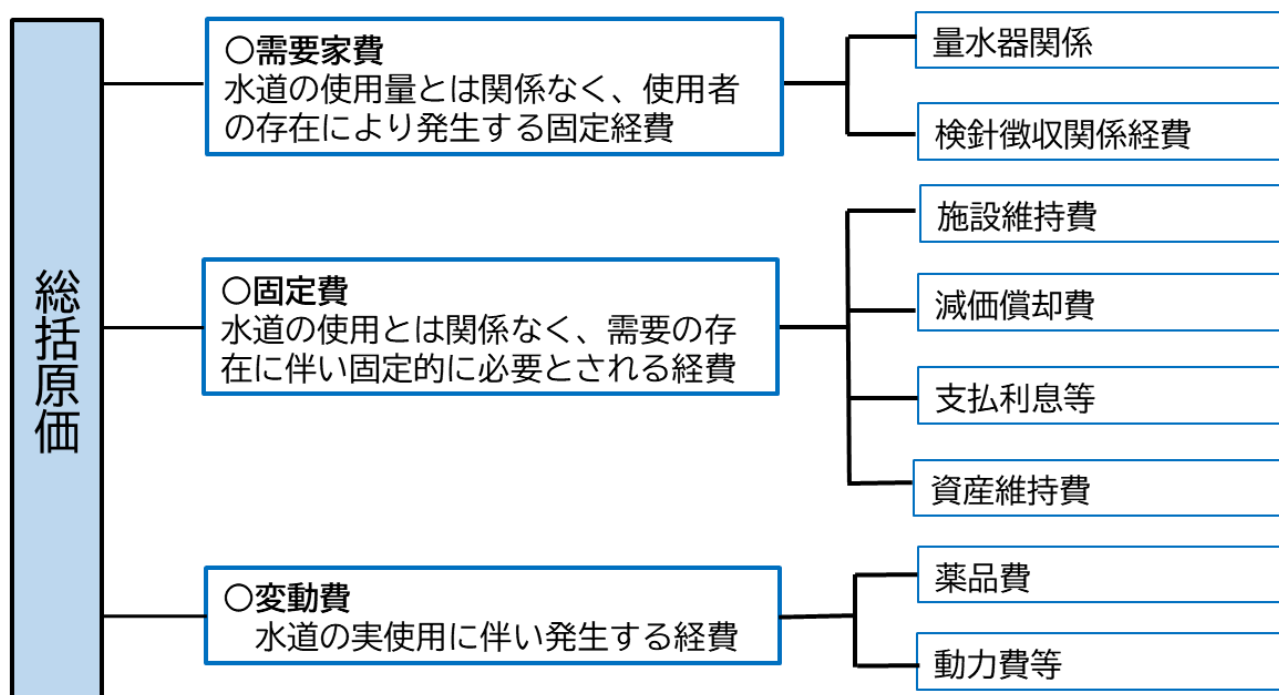
上下水道料金は総括原価方式を用いて計算されます。

総括原価方式とは、事業運営に必要な経費の総額を「総括原価」として算定し、総括原価に見合った料金水準を定める方法となります。

■総括原価方式のイメージ



■総括原価に含まれる費用



市では総括原価方式の料金算定期間として全国的な目安となる今後5年間の財政シミュレーションを行いました。その結果、水道事業では総括原価として必要となる経費は5年間で約82億円となりましたが、同期間の現行の料金収入は約66億円と試算され約16億円の不足が生じることになります。

同様に下水道事業では総括原価として必要となる経費は約98億円となりましたが、使用料収入は約56億円と試算され約42億円の不足が生じることになります。この費用に対し不足する収入を賄うために今回は上下水道ともに20%の改定とすることが妥当との答申をいただきました。

坂井市水道料金等検討委員会の答申内容について

答申では、現在の料金体系を変更せず、上下水道とも基本料金・従量料金を一律20%引き上げの改定となっています。

	上下水道料金
改定率	基本料金・従量料金とも20%の引上げ
基本水量	10m ³ (変更なし)

○水道料金の新旧料金表比較

現在の水道料金表

(税抜)

口径別	基本料金（1月につき）10m ³ （基本水量）まで	従量料金 （1月につき）
13mm	900円	10m ³ （基本水量）を超える水 量1m ³ につき 130円
20mm	1,100円	
25mm	1,200円	
30mm	1,300円	
40mm	1,400円	
50mm	1,900円	
75mm	2,100円	
100mm	3,400円	
150mm	3,400円	



答申書の水道料金表

(税抜)

口径別	基本料金（1月につき）10m ³ （基本水量）まで	従量料金 （1月につき）
13mm	1,080円	10m ³ （基本水量）を超える水 量1m ³ につき 156円
20mm	1,320円	
25mm	1,440円	
30mm	1,560円	
40mm	1,680円	
50mm	2,280円	
75mm	2,520円	
100mm	4,080円	
150mm	4,080円	

○下水道使用料の新旧料金表比較

現在の下水道使用料料金表

(税抜)

	基本料金（1月につき）		従量料金	
	排除量	使用料	排除量	使用料 （1 m ³ 当たり）
一般汚水	10 m ³ まで	1,100円	11～30 m ³ までの分	120円
			31～50 m ³ までの分	130円
			51～100 m ³ までの分	150円
			101 m ³ 以上	170円
公衆浴場 汚水	10 m ³ まで	1,100円	11 m ³ 以上	55円



答申書の下水道使用料料金表

(税抜)

	基本料金（1月につき）		従量料金	
	排除量	使用料	排除量	使用料 （1 m ³ 当たり）
一般汚水	10 m ³ まで	1,320円	11～30 m ³ までの分	144円
			31～50 m ³ までの分	156円
			51～100 m ³ までの分	180円
			101 m ³ 以上	204円
公衆浴場 汚水	10 m ³ まで	1,320円	11 m ³ 以上	66円

○料金の計算方法（現行の料金）

例：口径13mmで月15 m³（一般家庭での平均使用水量）を使用した場合
【1か月あたり】

水道料金 基本料金900円+従量料金130円×5 m³×1.1（消費税）
=1,705円

下水道使用料 基本料金1,100円+従量料金120円×5 m³×1.1（消費税）
=1,870円

※使用水量から基本水量・排除量（10 m³）を引いた水量が従量料金の対象となります。

一般家庭における新料金と現行料金の差額は下記のとおりです。

水道料金【口径13mm 1ヶ月 税込】

使用水量	新料金	現行料金	増額幅
10m ³	1,188円	990円	198円
20m ³	2,904円	2,420円	484円
30m ³	4,620円	3,850円	770円
40m ³	6,336円	5,280円	1,056円
50m ³	8,052円	6,710円	1,342円

水道料金【口径20mm 1ヶ月 税込】

使用水量	新料金	現行料金	増額幅
10m ³	1,452円	1,210円	242円
20m ³	3,168円	2,640円	528円
30m ³	4,884円	4,070円	814円
40m ³	6,600円	5,500円	1,100円
50m ³	8,316円	6,930円	1,386円

下水道使用料【1ヶ月 税込】

使用水量	新料金	現行料金	増額幅
10m ³	1,452円	1,210円	242円
20m ³	3,036円	2,530円	506円
30m ³	4,620円	3,850円	770円
40m ³	6,336円	5,280円	1,056円
50m ³	8,052円	6,710円	1,342円

○料金改定の時期について

答申では経営状況から判断すると早急に料金改定を行う必要がありますが、改定にあたっては十分な周知期間をとることが必要となりますので、市民の皆様への周知期間の確保を考慮して、改定日は令和6年4月1日とすることが妥当とされています。